

議案第59号

守口市手数料条例の一部を改正する条例案

守口市手数料条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成25年12月 5 日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市手数料条例の一部を改正する条例

守口市手数料条例（平成12年守口市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の10の項中「第28条の4第3項第5号イ」及び「第63条第3項第5号イ」の次に「若しくは同項第7号イ」を加え、「、第68条の69第3項第5号イ又は第68条の69第3項第6号」を「又は第68条の69第3項第5号イ」に改め、同表の11の項中「第28条の4第3項第6号」の次に「若しくは同項第7号ロ」を加え、「又は」を「若しくは同項第7号ロ、」に改め、「第62条の3第4項第15号ニ」の次に「又は第68条の69第3項第6号」を加える。

別表第3第3号中	「	93,200円	を	「	95,800円	に改める。
	123,000円	126,500円				
	105,200円	108,200円				
	147,000円	151,200円				
	117,200円	120,600円				
	171,000円	175,900円				
	129,200円	132,900円				
	195,000円	200,600円				
	146,600円	150,800円				
	233,000円	239,700円				
	184,800円	190,100円				
	309,500円	318,300円				
	312,500円	321,500円				
	568,400円	584,700円				
		」				

別表第4第1号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同表第2号中「（平成12年守口市条例第10号）」を削り、同表第3号中

「	「
93,200円	95,800円
123,000円	126,500円

105,200円
147,000円
117,200円
171,000円
129,200円
195,000円
146,600円
233,000円
184,800円
309,500円
312,500円
568,400円

を

108,200円
151,200円
120,600円
175,900円
132,900円
200,600円
150,800円
239,700円
190,100円
318,300円
321,500円
584,700円

に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第4第1号の改正規定は、規則で定める日から施行する。